

ロシア連邦

連邦法

「アメリカ合衆国およびその他の外国国家の非友好的行動への 対応（対抗）措置について」

国家会議採択 2018年5月22日

連邦会議承認 2018年5月30日

第1条 本連邦法の目的および適用分野

1. 本連邦法の目的は、ロシア連邦の利益および安全保障、その主権および領土的一体性、ならびにロシア連邦市民の権利および自由を、アメリカ合衆国およびその他の外国国家による、ロシア連邦、ロシア連邦の市民またはロシア法人に対する政治的または経済的な制裁の発動、ならびにその他の、ロシア連邦の領土的一体性に対する脅威となる行動もしくはロシア連邦の経済的および政治的不安定化を目的とする行動の実行としてあらわれるものを含む、非友好的行動から防御することである。

2. 本条第1項に掲げる目的の達成をめざす対応（対抗）措置（以下、「対応（対抗）措置」）の適用は、アメリカ合衆国ならびにロシア連邦、ロシア連邦の市民またはロシア法人に対して非友好的行動を実行するその他の外国国家（以下、「非友好国家」）に対して、ならびに非友好国家の管轄下にあるか、直接もしくは間接に非友好国家の支配下にある組織、またはそれらのものの関連組織、非友好国家の公職者および市民（ただし、これらの組織、公職者および市民がロシア連邦に対する非友好的行動の実行に関与している場合）に対して、これを行うことができる。

3. 対応（対抗）措置は、ロシア連邦の利益および安全保障、その主権および領土的一体性に対する脅威、ならびにロシア連邦の市民の権利および自由の侵害の脅威の排除または最小化をめざす他の措置とはかかわりなく、これを発動する。

4. 対応（対抗）措置の実行は、ロシア連邦の国家機関および地方自治機関にとって、ならびにロシア連邦市民およびロシア連邦の管轄下にある法人にとって義務である。

第2条 対応（対抗）措置

対応（対抗）措置として適用することができるのは以下の事項である：

1) ロシア連邦およびロシア法人が、非友好国家および非友好国家の管轄下にあるか、直接もしくは間接に非友好国家の支配下にある組織またはそれらのものの関連組織との間で、ロシア連邦大統領の決定にもとづく分野において行っている国際協力の中止または一時停止；

2) 非友好国家を原産地とするところの、または非友好国家の管轄下にあるか、直接もしくは間接に非友好国家の支配下にある組織またはそれらのものの関連組織が生産者であるところの製品および（または）原

料のロシア連邦領内への搬入の禁止または制限。当該の製品および（または）原料の一覧はロシア連邦政府がこれを定める；

3) 非友好国家の管轄下にあるか、直接もしくは間接に非友好国家の支配下にある組織またはそれらのものの関連組織ならびに非友好国家の市民によるロシア連邦領内からの製品および（または）原料の搬出の禁止または制限。当該の製品および（または）原料の一覧はロシア連邦政府がこれを定める；

4) 非友好国家の管轄下にあるか、直接もしくは間接に非友好国家の支配下にある組織またはそれらのものの関連組織による、国家および地方自治体の用に供するため、ならびに2011年7月18日付連邦法第223-FZ号「特定の種類の法人による商品、役務、サービスの調達について」第1条第2項に掲げる特定の種類の法人の用に供するためのロシア連邦領内における役務の履行およびサービスの提供の禁止または制限。当該の役務およびサービスの種類の一覧はロシア連邦政府がこれを定める；

5) 非友好国家の管轄下にあるか、直接もしくは間接に非友好国家の支配下にある組織またはそれらのものの関連組織ならびに非友好国家の市民が、国有資産もしくは公有資産の民有化、ならびにロシア連邦の名における連邦資産の売却の企画実行および（もしくは）連邦資産の売手としての機能遂行にかかわる役務の履行およびサービスの提供に参加することの禁止または制限；

6) ロシア連邦大統領の決定にもとづくその他の措置。

第3条 対応（対抗）措置の発動手続き

1. 対応（対抗）措置は、ロシア連邦大統領の決定にもとづいてロシア連邦政府によって発動される。

2. 当該措置の発動の根拠となった事態が解消された場合、対応（対抗）措置は、ロシア連邦大統領の決定にもとづいてロシア連邦政府によって取り消される。

3. 対応（対抗）措置の発動およびその取り消しに関する決定は、ロシア連邦安全保障会議の提案にもとづいてロシア連邦大統領がこれを下すこともできる。

第4条 本連邦法の適用における特異事項

1. ロシア連邦を原産地とする商品ならびにロシアの者(*persons*)が履行する役務およびロシアの者が提供するサービスに対して非友好国家が国際条約の定める内国民待遇の適用および（または）当該待遇からの排除を行った場合、ロシア連邦大統領は、非友好国家を原産地とする商品、非友好国家の管轄下にあるか、直接または間接に非友好国家の支配下にある組織またはそれらのものの関連組織および非友好国家の市民が履行する役務、ならびに非友好国家の管轄下にあるか、直接または間接に非友好国家の支配下にある組織またはそれらのものの関連組織および非友好国家の市民が提供するサービスに対してロシア連邦が内国民待遇を適用する旨の、および（または）当該待遇から排除する旨の決定を下すことができる。

2. 本連邦法第2条第2項が定める対応（対抗）措置は、ロシア連邦において同等品が生産されていない死活的に必要な商品に対しては適用しない。

3. 本連邦法第2条第2項が定める対応（対抗）措置は、ロシア連邦市民、外国市民および無国籍者が個人的使用のためにロシア連邦領内に搬入する商品に対しては適用しない。

第5条 本連邦法の発効

本連邦法はそれが公布された日に発効する。

ロシア連邦大統領
V.プーチン

モスクワ、クレムリン
2018年6月4日
第127-FZ号